

大分大学研究マネジメント機構研究推進センター評価委員会内規

令和3年9月28日制定

令和3年内規第9号

(趣旨)

第1条 この内規は、大分大学研究マネジメント機構研究推進センター細則（令和3年細則第25号）第9条第2項の規定により、大分大学研究マネジメント機構研究推進センター評価委員会（以下「評価委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 評価委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究プロジェクトの評価に関すること。
- (2) 研究プロジェクトの評価基準の策定及び改廃に関すること。
- (3) その他研究プロジェクトの評価に関し必要な事項

(構成)

第3条 評価委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 機構長
 - (2) 副機構長
 - (3) 各センター長
 - (4) 戦略的研究推進部門長
 - (5) 研究プロジェクトに関し専門性を有する教員 若干人
 - (6) その他機構長が必要と認める者
- 2 前項第5号及び第6号の委員は、機構長が指名する。

(任期)

第4条 前条第2項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 評価委員会に委員長を置き、機構長をもって充てる。

- 2 委員長は、評価委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 評価委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(議事の特例)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより評価委員会を開催する必要がある

と認めるときは、議事を開き、議決することができる。

- 2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において、「出席した委員」とあるのは当該議事に参加した委員とする。
- 3 第1項の場合において、委員長は、当該議事の結果について次の評価委員会において報告しなければならない。

(代理出席)

第8条 委員長は、委員が都合により出席できないときは、委員からの申出により、代理者の出席を認めることができる。

(委員以外の者の出席)

第9条 評価委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第10条 評価委員会の事務は、研究推進部研究推進課において処理する。

(雑則)

第11条 この細則に定めるもののほか、評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、令和3年10月1日から施行する。